

NISA 口座（「NISA」または「つみたて NISA」）を開設される前に、以下をご一読いただき、自らのご意思でお申込みください。

### NISA 口座申込みにあたってのご留意事項

① 非課税口座は、投資信託の一般口座および特定口座等の課税口座と異なり、すべての金融機関を通じて同一年において、お一人さまにつき一口座のみ開設が認められています（金融機関を変更した場合を除く）。

後日、税務署での確認等を経て、口座の二重開設等により、開設が承認されなかった場合は、「非課税口座が開設承認されなかった旨」の通知をお送りします。（非課税口座の開設が承認された場合、通知はお送りしません。）この場合、法令等に基づき、当該口座はその開設の時に遡って、当初から課税口座であったものとして取り扱います。

i) お客さまの口座の二重開設等であったことが判明した時点（以下「当該判明時」といいます）よりも前にその口座で既に購入された投資信託があるときは、その投資信託は、お客さまがその購入時において課税口座で購入されたものとして取り扱います。この場合、お客さまは、当該投資信託の買付注文を、過去に遡って取り消すことはできません。課税口座の投資信託として売却していただくか、課税口座で継続保有していただくこととなります。

ii) i) で、課税口座預りで買付けしたのものとして取り扱うことになった投資信託より、収益分配金（普通分配金）が発生した場合、その発生が当該判明時よりも前であるかそれ以後であるかに関わらず、すべて課税扱いとなります。当該収益分配金（普通分配金）が当該判明時よりも前に発生し、既にお客さまに非課税扱いで支払っていた場合には、当行はその支払時に遡って、税相当額をお客さまから徴収させていただきます。その場合、当行は、お客さまの指定預金口座からの引き落とし、お客さまへの支払い請求、その他適宜の方法により、当該税相当額を徴収いたします。また、お客さまが当該投資信託を売却することにより、譲渡益が「特定口座（源泉徴収あり）」以外で発生した場合、当該譲渡益は、確定申告をしていただく必要があります。

iii) 上記の取り扱いの結果、お客さまに損害が発生しても、当行はこれに関する一切の責任は負わないものとします。

② 「NISA 口座」と「つみたて NISA 口座」は選択制であるため、同一年に両方の適用は受けられません。変更する場合は、原則として暦年単位となります。また、当行で取り扱うことができる金融商品は、税法上の「株式投資信託」です。

- ③ 各年において既に非課税口座で投資信託の買付けを行っていた場合、同一年内に非課税口座を他の金融機関に変更することはできません。また、非課税口座内に保有している投資信託を他の金融機関に移管することはできません。
- ④ 「NISA」における毎年 120 万円の非課税投資枠、および「つみたて NISA」における毎年 40 万円の非課税投資枠は、当該年内しか利用できず、残額を翌年以降に繰り越すことはできません。なお、「つみたて NISA」においては、積立契約（累積投資契約）に基づき、定期的かつ継続的な口座引き落としにより買付が行われます。「つみたて NISA」の非課税投資枠は毎年 40 万円であるため、毎月・特定月も合わせた年間の買付が 40 万円を超えない額による契約となります。
- ⑤ 「NISA 口座」では年間 120 万円まで、「つみたて NISA 口座」では年間 40 万円まで投資信託の買付け、または積み立てを行うことができますが、非課税口座で保有している投資信託を売却した場合、当該非課税枠は利用ができなくなります。そのため、短期間での売買を前提としたお取り引きや分配金再投資型の投資信託商品につき、高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法等は、少額投資非課税制度を十分に利用できない場合があります、一般的には適していないと考えられます。
- ⑥ 非課税口座で分配金再投資型の投資信託の買付けまたは積み立てを行った場合、支払われる分配金については、非課税投資枠の範囲内で受け入れが可能です。非課税投資枠を超える再投資については、課税口座での買付けとなり、課税の対象となります。
- ⑦ 同一銘柄の投資信託を非課税口座および課税口座で保有する場合、それぞれの口座で保有口数に応じた譲渡損益や分配金の非課税または課税の処理がされます。
- ⑧ 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、その収益にかかわらず全額非課税となりますが、その損失はないものとされ、課税口座で保有する他の投資信託の配当所得や譲渡益等との損益通算ができません。また、譲渡損失の繰越控除もできません。非課税期間が満了した場合等に、口座から上場株式等が払い出される場合（ロールオーバーにより再度異なる年分の非課税管理勘定に移管された場合を含む）の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額に係る損失はないものとされます。
- ⑨ 投資信託における分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は口座区分に関わらず非課税であり、非課税口座においては制度上のメリットを享受できません。

⑩ 「NISA 口座」における各非課税投資枠の非課税期間は最長 5 年間です。非課税期間終了後は、課税口座への移管、または移管日に非課税期間の延長（ロールオーバー）をすることができます。移管日における時価が、「NISA」の年間非課税投資枠 120 万円を超えていても、そのすべてをロールオーバーすることが可能です。ただし、ロールオーバーする場合、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・ 同一の金融機関に開設する非課税口座内での手続きであること
- ・ 非課税期間の延長（ロールオーバー）は、移管日における時価によること
- ・ 事前に、非課税口座を開設している金融機関に対して「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を提出すること

⑪ 「つみたて NISA」により買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値は、原則として年 1 回通知されます。

⑫ 「つみたて NISA」について、「基準経過日」（つみたて NISA 口座に初めて累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日）におけるつみたて NISA 口座保有者の氏名および住所について確認をする必要があります。確認期間（基準経過日から 1 年を経過する日までの間）内に確認ができない場合には、累積投資勘定への投資信託の受け入れができなくなります。

以上